

管理職試験対策、新任管理職の定番テキスト!

《10年ぶりの大改訂!》

第六次 全訂 新学校管理読本

学校管理運営に関する基本的・個別的事項を
最新課題をふまえて解説!

学校管理に関わる法制度の解説、関係判例・通知等を収録! 具体的な事例はQ&A形式で解説するとともに、今回版で新たに教育関係法令用語の解説を追加!

学校教育法や教育公務員特例法等の大改正に伴い、教員の多忙化対策や資質向上策等の制度解説を追加。

独立行政法人教職員支援機構主催の管理職研修用テキストと同内容であり、研修会や管理職試験対策の参考書、新任管理職のためのテキストとしても最適!

第六次
全訂 新学校管理読本

学校管理運営法令研究会 編著

学校管理運営法令研究会 編著
A5判 810頁
定価 本体4,500円+税

目次

第1章 解説

- (一) 総論
- 第1 法令のあらまし
- 第2 教職員と適用法令
- (二) 各論
- 第1 教育委員会と学校の関係
- 第2 教職員の人事
- 第3 学校運営と校務分掌
- 第4 教職員の服務
- 第5 懲戒・分限
- 第6 教職員の勤務時間、休日及び休暇
- 第7 女性教員の保護
- 第8 教職員の研修
- 第9 職員団体の活動
- 第10 事務職員・単純労務職員の人事管理
- 第11 公務災害補償
- 第12 学校安全における危機管理
- 第13 学校と保護者・地域住民
- 第14 学校施設の目的外使用
- 第15 学校と社会教育
- 第16 生徒指導

第2章 学校管理に関する一問一答

- 第1 学校の運営管理
- 第2 教職員の人事管理
- 第3 職員団体関係

第3章 参考判決・通知等

- (一) 参考判決
- (二) 参考通達・通知・行政実例等

第4章 教育関係法令用語の解説

新設



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Q&A形式でより具体的に！

法制度をわかりやすく解説！

第2章 学校管理に関する一問一答

第2 教職員と適用法令

第二 教職員と適用法令

学校の教職員については、その職務の性格の特殊性に由来し、さまざまな法令が定められている。特に、義務教育諸学校等の大半を占める公立学校の教職員については、公務員関係法の適用を前提として、更に、県費負担教職員制度や教特法による特例があるなど、その法令の適用関係は複雑多岐に及んでいる。以下、公立学校の教職員の場合を中心に、その内容を説明することとする。

一 教職員の種類・資格

1 教職員の種類等

学校に置くべき教職員の種類及びその職務内容については、学教法は、国・公・私立を問わずすべての学校について、その第七条において、「学校には、校長及び相当数の種類別に置くべき教職員の種類、職務内容について定め」とされている。その内容は次頁の表のとおりである。

次に、これらの教職員の置くべき数については、校長は定はない。これについては、「小学校設置基準」や「中学校ほか、公立学校については、「公立義務教育諸学校の学級及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等」に

法令用語をコンパクトに解説！

博物館などをいう。
公の目的のために設けられた施設であつても、住民の利用に供することを目的としない庁舎、試験研究所は公の施設ではない。また、競輪場、留置場等のように、住民の利用に供する施設ではあつても、直接住民の福祉を増進するためのものではないものは、公の施設ではない。以上のように、公の施設は、講学上の管理物という概念よりも多少せまい範囲のものをさしている。地自法でも、かつては管理物という用語を使っていたが、昭和二十八年以降、公の施設という用語に改められた。

▼**会計年度任用職員** 平成二十九年五月に公布された改正地方公務員法（二〇二〇年四月一日施行）により新たに導入される、一般職の非常勤職員の類型（改正地公法二の二）の職務の内容や責任の程度から常時勤務を要する業務ではない業務を担い、パートタイムの者（改正地公法二の二①）とフルタイムの者（改正地公法二の二②）が存在する。任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定め、最長で一年間となる。会計年度任用職員の採用は全て条件付となるが、その期間は一月である（改正地公法二の二③）。フルタイムの者については、営利企業への従事等の制限の対象となる一方、パートタイムの者については、営利企業への従事等の制限が適用されない（改正地公法三八①）。フルタイムの者については給料、手当及び旅費の支

一 教育委員会と学校との関係

第一 学校の运营管理

【問1】教育関係の法律書を見ると、教育委員会と学校との関係については、教育委員会の管理権とか、包括的な支配権とかの用語がその説明に用いられています。それはそれでよいと思いますが、反面そのように理解しますと学校活動の一つ一つがすべて教育委員会の指図の下でがんじがらめになってしまうのではないかと懸念をもつのですが……

【答】教育委員会と学校との関係を法的に理解すると、質問のように、教育委員会がその管理権に基づいて学校を管理するということとなります。

しかし、修学旅行の日程や個々の生徒の出席日数など学校の個々の事項まで教育委員会が管理することは、質量ともにさわくありません。なぜなら、学校がある程度主体的な存在として独立させて、その自主的な運営に期待するのがその活動をより活発にすることになると考えられ、その自主性を無視する管理権のみだりな発動は学校設置の趣旨を没却する結果にもなるからです（もちろん、学校運営が適正を欠いているときでも教育委員会は権限しているのがよいというわけではありません）

管理権に服すべきですが、実際の運用に当たっては、学校の自主性を尊重するという方向で学校管理を行うのが、学校の教育活動をより効果的にする道ではないかと思われまふ。とりわけ、地域に根ざした特色ある学校づくりを進める観点から、学校の自主性・自律性の確立が求められるところであり、よりいっそうの学校の裁量拡大などが大切であるといえます。その際、同時に、裁量拡大にみあった体制の充実や教員一人一人の業務が拡大しないよう業務の適正化に努めていくことも学校自らの責任を明らかにするよう、学校の評価と公開を進めていくことも必要となります。

【問2】指導主事の学校訪問について、これを受け入れるべきか否かということが学校で議論になっています。どのように

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!